

H23-33 (P. 279)

特許権侵害に対する損害賠償に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 4 特許権者が、その特許権を侵害した者に対し、特許法第 102 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡した数量に特許権者の製品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、自己が受けた損害の額として損害賠償請求をする場合、裁判所は、上記譲渡した数量が特許権者の実施の能力に応じた数量を超えた場合であっても、上記乗じて得た額を損害の額と認定することができる。
- 5 特許権者が、その特許権を侵害した者に対し、特許法第 102 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡した数量に特許権者の製品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、自己が受けた損害の額として損害賠償請求をする場合、上記数量の一部に相当する数量を特許権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量が上記譲渡した数量から控除される。

※赤字下線部が訂正箇所です。